⑷　事業内容　本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）を設立し、当該ＳＰＣが、落札者とされた者の提案に基づき、Ｏ（Operate）方式により、中央合同庁舎第７号館の維持管理・運営に関する業務を行うものである。

主な業務は次のとおりである。

ア　維持管理に関する業務

・　建築物点検保守業務（植栽管理業務を含む。）
・　建築設備運転監視及び点検保守業務（環境管理業務を含む。）
・　清掃業務
・　修繕業務（事業期間中の修繕業務）

イ　運営に関する業務

・　警備・受付業務の一部
・　電話交換業務の一部
・　コールセンター業務
・　公用車運行管理業務の一部
・　福利厚生諸室運営業務

⑸　事業期間　契約締結日から令和14（2032）年３月31日まで。

２　競争参加資格

⑴　基本的要件

①　入札参加者は、１⑷ア及びイに掲げる業務を実施することを予定する一の企業又は複数の企業によって構成されるグループとする。後者においては入札参加者を構成する企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、入札参加者を構成する企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行う。

②　代表企業及び代表企業以外の入札参加者を構成する企業（入札参加者を構成する企業が一者の場合は当該企業）は、ＳＰＣに出資を行う（代表企業は必ずＳＰＣに出資を行うが、入札参加者を構成する全ての企業がＳＰＣに出資する必要はない。）。

なお、ＳＰＣの株主は下記の要件を満たすこと。

ア　代表企業及び構成員（代表企業以外の入札参加者を構成する企業でＳＰＣに出資を行う企業をいう。以下同じ。）（入札参加者を構成する企業が一者の場合は当該企業）である株主がＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有する。

イ　代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならない。

ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

③　入札に当たり、代表企業、構成員及び協力企業（代表企業、構成員以外の入札参加者を構成する企業でＳＰＣに出資を行わない企業をいう。以下同じ。）のそれぞれは、１⑷ア及びイのいずれの業務に携わるかを明らかにする（入札参加者を構成する企業が一者の場合は当該企業が全ての業務に携わることを明らかにする。）。なお、各業務は、入札参加者を構成する企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。

④　入札参加者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日までの期間に限り、入札参加者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、その事情を検討の上、国が認めた場合はこの限りではない。

⑤　入札参加者を構成する企業のいずれかが、他の入札参加者を構成する企業でないこと。

⑥　当該入札参加者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者を構成する企業でないこと。ただし、当該入札参加者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の入札参加者の協力企業である場合を除く。

⑦　上記⑥の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準に該当する場合をいう。

ア　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が、「会社更生法」（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社等（「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。

ａ　子会社等と親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。ｂにおいて同じ。）の関係にある場合

ｂ　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａについては、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

ａ　一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ｂ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ｃ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

ウ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑵　入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件

①　「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。

③　本事業に係る業務に対応した予決令第72条の資格の認定等を受けている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定を受けていること。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（③の再認定を受けた者を除く。）

⑤　入札参加表明書及び競争参加資格の確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、各省各庁から取引停止等の措置もしくはこれらに準じると認められる措置を受けている期間中でないこと。

⑥　国が本事業に関する検討を委託したＰｗＣアドバイザリー合同会社及び同協力会社であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、株式会社山下ＰＭＣ又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑦　審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、⑴⑦と同じ。

⑨　暴力団排除に関する誓約書を提出した者であること。